

★子育て期短時間勤務支援助成金について★

★ここがポイント！

就業規則等により子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度を設け、労働者に利用させた事業主に対して助成されます。

★概要

子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度を導入し、利用者が初めて出た場合、事業主に支給されます。

○子育て期の労働者とは、小学校3年生修了までの子どもを養育する労働者をいい、短時間勤務制度は、少なくとも小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる制度であることが必要です。

【対象となる事業主の主な要件】

- ・雇用保険適用事業所の事業主であること
- ・育児・介護休業法が定める「育児休業制度」および「所定労働時間の短縮措置」について労働協約または就業規則に定めている事業主であること
- ・一般事業主行動計画を策定し管轄労働局長に届出しており、当該計画を公表し労働者に周知させるための措置を講じていること
- ・雇用保険の被保険者に連続して6ヶ月以上制度を利用させたことなど

【支給額】

企業規模	1人目	2人目以降(※)
中小企業事業主	40万円	15万円
中小企業事業主以外の事業主	30万円	10万円

(※)5年間、1企業当たり延べ10人まで(中小企業事業主は5人まで)です。

【お問い合わせ先】

福岡労働局助成金センター
092-411-4701

★当事務所では「助成金診断」(¥1,000)を承っております。
お気軽にお問い合わせください。

中村優子 法務事務所 社労士通信 2013年10月号

2013年10月号

このニュースは、弊社の顧問先様及びご縁をいただいた事業主様にお送りしております。

《禁無断転載》

中村優子法務事務所

福岡市中央区天神4丁目8-2-8F

TEL 092-211-0207

FAX 092-724-4666

公的支援情報のページ

「子育て期短時間勤務支援助成金」について

秋風が気持ちの良い季節となってきましたね。衣替えの準備が必要になりました。皆様いかがお過ごしでしょうか？

「行楽の秋」ともいいます。私はお彼岸ということもあり、祖父母が眠る大阪へお墓参りを兼ねて旅行に行きました。皆様も素敵な秋をお過ごしくださいね♪
中村 優子



★司会を務めました！

「福岡専門職団体連絡協議会(専団連)」とって、行政書士、社会保険労務士、弁護士、司法書士、税理士、公認会計士、土地家屋調査士、不動産鑑定士の8つの士業の団体のネットワークが活動をしております。先日、年に1回の定期大会があり、私は懇親会の司会を務めました。特別ゲストに福岡県那珂川町出身の演歌歌手、那珂川仁美さんをお迎えし、大変盛り上がりました。私は行政書士会の役員もしています。今年は行政書士会が定期大会の幹事だったので、色々と準備が大変でしたが、無事に終わって安堵しましたし、いい経験をさせてもらいました♪



★大阪・京都にて～

9月20日から22日まで、大阪に旅行に行きました。大阪からは電車ですぐということで、京都も観光しました。

開業してからは、旅行という旅行にほとんど行けなかったのが、今回は念願でした。一番の目的である祖父母のお墓参りもでき、観光も楽しめ、充実の3連休でした。また、心おきなく旅行ができるように日々のお仕事頑張ります。

この後、新島襄&八重夫妻の墓へ行きましたよ。



今回は裏面も活用のニュースレターでした！次回も余裕があれば挑戦したいと思います…(笑)！最後までお付き合いいただきまして、誠にありがとうございました。

さて、今月は通常の業務に加えて、新入社員向けメンタルヘルス研修を行います。私の経験や学んだことが若い社員の方たちの励みになってくれるよう頑張ります！（中村）

